

カントナリスモと歴史の利用

——カントン・ムルシアーノを中心に——

菊池信彦

【要約】 本稿では一八七三年スペイン第一共和制期に起こったカントナリスモと呼ばれる革命運動を取り上げた。カントナリスモは、その革命言説の曖昧さから、初期社会主義運動か否か、あるいは地域ナショナリズムか連邦共和主義かという多様な解釈の間で揺れ続けてきた。この解釈群に対し、本稿は歴史の利用という観点からその革命言説を分析することで革命像の転換を図った。その結果、カントナリストらは一六世紀のヘルマニアスの反乱を自身らの求める連邦主義の祖とみなし、その完遂を求めて歴史を利用していったこと。他方、彼らに対立した連邦共和党執行部の連邦主義は、カントナリストのそれとは大きく異なる歴史認識に基づいたものであったこと。さらに両者の対立が一九世紀の歴史認識の流れに対応したものであったことを示し、最後に一六世紀の反乱の利用がこの革命の方向性に影響を与え、また様々に解釈可能な革命像を与えることにつながったと結論付けた。

史林 九三巻五号 二〇一〇年九月

はじめに

一九世紀スペインの共和主義の歴史の中で、一八七三年はひとつの極点として位置付けることができる。その理由の一つは、同年二月に第一共和制が誕生し、六月には政権についた連邦共和党が、スペイン史上初となる連邦共和制を宣言したからである。政権は「容認派」(benevolio)と呼ばれる連邦共和党の一派によって占められ、その幹部の一人フランシスコ・

ビ・イ・マルガル (Francisco Pi y Margall) は連邦共和主義の理論的指導者であった。彼の生涯は一九世紀スペインの共和主義の歴史を体現するものとされているが、まさにこの年、彼の生涯とともにスペインの共和主義は絶頂期を迎えていた。^① 極点とされるもう一つの理由は、翌七月に地中海岸の一都市カルタヘナで生じたカントナリスモ (cantonalismo) とよばれる革命運動にある。この運動は連邦共和党の「非妥協派」(intransigente) ^③ という勢力が率いたもので、カントナリスモを主導した活動家たち(以下、カントナリストと呼ぶ)は、党執行部である「容認派」同様に連邦共和制の樹立を主張していた。この革命運動はマドリード政権による連邦化が進みつつあるという背景の中で生じ、そしてこれが一つの要因となって、第一共和制はわずか一ヶ月で潰えてしまった。スペインの一九七三年は共和主義の絶頂期であると同時に自壊の年でもあったのである。

本稿はこの一九七三年の対立を、カントナリスモの視点から考察するものである。だがカントナリスモはその主張とは裏腹に、これまで必ずしも連邦共和主義運動としてみなされず、一九世紀以来様々な評価を与えられてきた経緯がある。^④ 本稿では様々な解釈を許すカントナリスモを捉えるために、彼らの革命言説を改めて分析しなすことで、この革命運動に新たな革命像を見出していく。

そのためにもまず本章では、運動の中心地となったカルタヘナのカントン^⑤(以下カントン・ムルシアーノと呼ぶ)に焦点を当ててその運動の概略をたどる。そしてこの革命運動の特徴を確認し、先行研究が抱える問題点を指摘する。続いて第二章では、前章で明らかとなった問題に対し、カントン・ムルシアーノの機関紙『カントン・ムルシアーノ』(El Canton Murciano)とカントナリストの著作の分析を通じてその回答を提示する。最後に第三章では連邦共和党執行部の言説分析を通じて、両派が相容れなかった理由と新たなカントナリスモ像を示すこととする。

① A. M. Hennessy, *The Federal Republic in Spain: Pi y Margall and the Federal Republic Movement 1868-74*, London, 1962, p.246.

② カントナリスモには「地方分立主義」という訳語が充てられているが、本稿ではこの訳語を採用せずそのままカタカナ表記をする。その

理由は行論をもって明らかとなるだろう。

③ 「容認派」「非妥協派」の党内派閥は、一八六九年のアマデオ一世の即位を共和主義者として容認するか否かという点に端を発している。容認派は議会工作を経て連邦共和制を目指そうとする改良主義であった。後者に関しては本文後述を参照のこと。

④ 例えば、Fernando García de Cortázar (dir.), *Memoria de España*, Madrid, 2004, págs. 472-473; ゼニンゲス・オルティス（立石博高

第一章 「カントナリスモとは何であったか」

第一節 カントナリスモの概略

一八七三年二月一日、国王アマデオ一世の退位を受け上下院が共和制を宣言し、スペイン史上初となる共和制が誕生した。同年六月八日には、急進派のエスタニスラオ・フィゲラス（Estanislao Figueras）に代わり、連邦共和党のフランシスコ・ピ・イ・マルガルが大統領に就任。彼はかねてより唱えていた連邦共和制を実行に移すべく、三日後の六月一日にマドリードでそれを宣言するに至った。

だが連邦共和制への移行は順調には進まず、連邦化の手順そのものをめぐり政権中枢は混乱を極めていた。その様子を見ていた党内左派の非妥協派は、改革が一向に進まないことに業を煮やし憲法制定議会への不参加を表明、党幹部の一人ロケ・バルシア（Roque Barcia）を中心に結集した。彼らはその前日の六月三〇日にマドリードで公安委員会を結成し武装蜂起の機会を窺っていた。そのなかで、カルタヘナの医学生マヌエル・カルセレス（Manuel Carceles）がロケ・バルシアに連邦革命の指導を仰いだことから事態は急転する。すなわち、非妥協派の数名がカルタヘナ市議会に侵入し、独自の連邦化を目指しカントン・ムルシアーノの設立を宣言したのである。それは七月一二日未明のことであった。

訳）『スペイン 三千年の歴史』昭和堂、二〇〇五年、三三八頁など。
⑤ カントンとは連邦を構成する「邦」すなわち「連邦構成国家」を意味する言葉であるが、本稿ではこのカントンという語にそれらの訳語を与えないこととする。その理由は、カントンが単なる政治的な意味での「邦」や「連邦構成国家」という意味だけではないからであり、またそれらの訳語を使用することで読者に予断を与えるのを避けるためでもある。

翌一三日、その報せを受けたピ・イ・マルガルはカルタヘナへ電報を送り自肅を求め説得を試みるも、カントナリストらは「憲法制定議会の主権を尊重し、我々の活動はその決議のひとつを実行したに過ぎない」と拒絶し、カルタヘナからのスペイン連邦の建設に着手した。^②ピ・イ・マルガルは共和国憲法の制定を急ぐことで「改革の手を止めない」ことを目指していたが、事態が一向に沈静化しないことから七月一日に辞任を余儀なくされてしまう。

この七月末までの間に、カントン・ムルシアーノの設立を受け、各地に次々とカントンが設立されていった。^④しかし、七月末から八月中旬までの政府軍の進攻によって次々と鎮圧されている。その派兵を決めたのが、ピ・イ・マルガル辞任後の七月一八日に第三代大統領に就任したニコラス・サルメロン(Nicolas Salmerón)であった。彼が七月二〇日に制定した「海賊法」^⑤がカントンを国賊と定めたことにより、政府軍による武力制圧が可能となり、さらには諸外国がカントンに対して行う武力行使も合法化されたのである。^⑥この海賊法に対して当時のカルタヘナの住民は「マドリード政府が行った狂気の沙汰の中でも最たるもの」^⑦と驚きと怒りを表現しているが、この「狂気」によってカントナリスモをめぐる事態は決したといえるだろう。

そのような政府側の動きがある一方で、七月二七日にはロケ・バルシアがカルタヘナへ入り、カントン・ムルシアーノの要職であるスペイン連邦地方政府副議長に就任、カントンを率いることとなった。しかし、すでに述べたように他のカントンが政府軍によって鎮圧され、カントン・ムルシアーノ自身も八月一日の艦隊戦で大敗を喫すると、その後カントナリスモは劣勢に転じることとなった。

九月六日、サルメロンに代わりエミリオ・カステラール(Emilio Castelar)が第四代大統領に就任すると、カントン・ムルシアーノに対する圧力は更に強まった。九月二〇日には治安維持の優先を理由に、翌七四年一月二日まで憲法制定議会の閉会が決定されると、権力を掌握したカステラールのもと、十一月二六日にはカルタヘナ市街への砲撃が開始された。ところが政府軍によるカルタヘナ制圧直前の一八七四年一月三日、マドリードではパビア將軍によるプロナンシアミエン

ト（クーデタ）によって議会が占拠されると、第一共和制は廃止され一月二日にカルタヘナも陥落した。

以上が第一共和制との関係を軸に見たカントナリスモの概略である。

第二節 カントナリスモの解釈をめぐって

次にカントナリスモが先行研究でどのように解釈されてきたかを見るために、先にカントナリスモの特徴を押さえておきたい。その特徴は概ね以下の三点にまとめることができる。

一つ目は地理的特徴として、地中海岸からアンダルシアまでの南部・南東部が舞台となつてゐることが挙げられる。なかでもその中心地として最初にカントンが設立され、そして最後まで生き残つたのは、ムルシアのカルタヘナであった。カルタヘナには自然要塞としての地理的特性から軍港が存在し、さらにその駐留艦隊がカントンに協力したため、カントンは長期に渡り存続することができたとされる。またバスクやカタルーニャといった半島北部にカントンが成立しなかったのは、一九世紀を通じて三度目となるカルリスト戦争が起つていたためと考えられている^⑧。

二つ目が運動の主体について。すでに述べたことだが、この革命運動の指導的立場にあつたのは非妥協派連邦共和黨員であつた。しかし、カントナリスモでは彼ら以外にも国際労働者協会のスペイン支部であるスペイン地域連合の活動家の一部と、各都市の労働者の参加も確認されている^⑨。カントナリスモが初期社会主義運動と解釈されている理由のひとつに、これら活動家や労働者らが積極的に参加していたという事実がある。

カントナリスモの中でとりわけ重要な位置を占めるのが、公安委員会委員長として非妥協派の中心にあつたロケ・バルシアである。彼がカルタヘナ入りを果たした翌日の『カントン・ムルシアーノ』では、「使徒」として熱烈な歓迎を受けている様子が描かれている。そして彼はすぐさまカントン政府の要職に就き、その言動はカントン・ムルシアーノの政策に大きな影響を与えることとなつた。

だが、ロケ・バルシアは全てのカントンを支配していたわけではなかった。この革命運動の三つ目の、そして最大の特徴は各カントンの独立にある。すなわち、個々のカントンは政策立案・実行に至るまで全ての権限を有しており、ロケ・バルシアが他のカントンに対して政策指示を行っていたわけではなかった。それゆえカントナリスモが連邦共和制を主張していたとはいえ、統一した政策が存在していたわけではなかったのである。

以上のような特徴から、革命の起きた一九世紀当時から現在に至るまで、この革命は論者によって様々な解釈を与えられてきた^⑫。その揺れる解釈の論点となっているのが、カントナリスモはスペイン地域連合の影響色濃い初期社会主義革命であったのか否かという点と、地域ナショナリズムによるスペインからの分離主義運動であったのかあるいは連邦主義運動であったのかという、この二点である。

まずは前者の、社会主義革命か否かという点について先行研究者の論を考えてみたい。カントン・ムルシアーノの研究に限っていえば、地方のブルジョワ共和主義者による政治的連邦革命という解釈が現在では主流となっている^⑬。確かに、当時の社会主義組織であるスペイン地域連合との関係をカントン・ムルシアーノ政府は否定していた^⑭。だが、カントン・ムルシアーノ政府自身が述べていたように、この革命運動には社会主義者も参加しており^⑮、またカントン・ムルシアーノ政府は社会主義的改革案を政策として公表している。さらにカントン・ムルシアーノの中核には、ロケ・バルシアに次ぐ重要な役職を歴任したアントニオ・デ・ラ・カリエ (Antonio de la Calle)^⑯ という社会主義者の存在も確認されている。したがって、カントナリスモを政治的連邦革命であると捉えるのは、この運動が持つ社会主義的性格が政治革命的性格に比べて相対的に弱いと評価することで成り立っているに過ぎない^⑰。それゆえカントナリスモに初期社会主義革命としての性格を認めることも十分可能である。

次に地域ナショナリズムが連邦共和主義かという観点から見るとどのように解釈できるか。カントナリスモはスペインからの分離主義運動として批判されてきた経緯がある。現在ではカントンの独立を主張してはいたが、分離主義運動では

なく連邦主義であったとする解釈の方が主流となっている。だが彼らの言説を見ていくと、確かに独立の主張も認められるのである^⑧。結局のところ、この革命運動が何であったのかという点については、従来のいずれの解釈においても、是としうる点があり、また同時に否とすべき点もある。

ところで、このような様々に与えられる解釈とは対照的に、この革命運動の思想的な淵源については研究者の一致した見解が存在する。その見解とは、カントナリスモの生みの親は共和制第二代大統領フランシスコ・ピ・イ・マルガルの連邦理論とする説である^⑨。

その根拠として両者の思想的類似性が挙げられている。すなわち、社会革命を目指し、蜂起を容認した「下から上へ」と向かう連邦化というピ・イ・マルガルがかねてより主張してきた連邦主義理論を、まさにカントナリスモは実行に移したというのである。

確かに、それらの特徴はピ・イ・マルガルが主張してきた連邦主義理論のもつ特徴であり、そのためこの解釈には説得力がある。しかしいくつかの点から、カントナリスモの思想の淵源をピ・イ・マルガルの連邦主義とする解釈は疑問視されざるを得ない。

一つ目は、ピ・イ・マルガル自身がカントナリスモを批判していたという単純な事実^⑩。二つ目は、ピ・イ・マルガルが生みの親であるならば、なぜカントナリストは彼の大統領在任中に蜂起をしたのかという素朴な疑問も挙げることができる。最後に三つ目として、一八七三年以前のカステラルとロケ・バルシアの間にあった蜜月の関係を指摘できる^⑪。そのことは、ロケ・バルシアとの思想的影響関係という点では、ピ・イ・マルガルよりカステラルの方を重視しなければならぬことを意味するだろう。したがって先行研究には、カントナリスモの解釈においてはなお定まらない点があり、その思想的淵源の解釈をめぐる矛盾があると言わざるを得ないのである。

この矛盾を解消しカントナリスモとは何であったかを理解するためにも、そもそもこの連邦共和党内の対立は何が焦点

となっているのかという点から、もう一度考え直して見る必要があるだろう。それにはまず両派——カントナリストと連邦共和党執行部——の、そして三者——ロケ・バルシア、ピ・イ・マルガル、エミリオ・カステラール——の改革案の比較を通じて、カントナリストの主張がどのような内容であったのかを押さえておきたい。

ここで見る史料は次の三つである。一つ目が機関紙『カントン・ムルシアーノ』の一八七三年八月一日第二〇号から八月二八日第二八号まで掲載された改革案である。これはロケ・バルシアをはじめとするカントン政府関係者の署名入りで、「ひとたびカルタヘナのカントナリスモが勝利すれば、(カントナリスモによる)連邦政府が実行に移さなければならぬ諸改革」^②として公表された、いわばカントン・ムルシアーノの公約である。二つ目は一八七三年七月一七日に憲法制定議会に提出されたカステラールによる憲法草案である。この憲法草案作成にはピ・イ・マルガルが参加していないことが確認されている。そして三つ目が、ピ・イ・マルガルの六月一三日国会演説における政府計画案である。したがって以上の三史料とも、カントナリスト、カステラールそしてピ・イ・マルガルの三者それぞれの主張を直接表わしたものであると言える。

さて三者の主張をそれぞれ比較すると次のようになる。まず三人とも、地方共同体 (municipio)、県 (provincia)、そしてカントンに対して、それぞれ行政的にも経済的にも自治を認めている。^③さらに、彼らがそれまで一致して主張していた政教分離についても確認できる。また、植民地ブルート・リコの奴隷制の廃止もこの年に行なわれたが、その奴隷制廃止論も主張されている。^④そして貴族制廃止、特に特権廃止については、それぞれが主張する改革案の中でも上位に位置付けられ、三者ともそれを重視していることが窺われる。^⑤

以上の比較を通して分かるのは、もちろん若干の相違はあるものの、連邦制、政教分離、奴隷制と特権の廃止に基づく共和制への志向という、連邦共和制の基本軸は三者とも一致しているということである。カントン・ムルシアーノは設立当初の七月一二日に、マドリードの連邦共和党への忠誠を宣言していたし、^⑥機関紙でも「我々の連邦主義は、国会とマド

リード政府が以前宣言したものと同じ連邦制である」と主張していた。他方ピ・イ・マルガルも、カントナリストへの説得を試みた七月一四日の電報のなかで「ムルシアの人々の愛国主義を知っている」と述べ、カントナリストの目指す方向に一定の理解を示していた。^⑩このことからカントナリストの連邦改革案は連邦共和党執行部のそれと重なっていること、重なっていると互いに認識しあっていたことが分かる。したがって改革案が、カントナリスト、カステラール、そしてピ・イ・マルガルの三者の対立の焦点になっているわけではない。

それではカントナリストと連邦共和党執行部が対立したその焦点はどこにあるのか。

『カントン・ムルシアノ』第一号では、カントン設立の宣言文とともに、「（マドリッド政府の）改革を最も切望し、待ち望んだこの救済を渴望していた人々は、……政府からも憲法制定議会からも、それらの改革を即座に実行に移そうという積極的な姿勢を認めることはできなかった。」^⑪と蜂起の理由が語られている。さらにカントナリストらはカントンの独立をスペインへの愛国主義に支えられた運動であるとし、自身らの運動はスペインの破壊を目指すのではなく連邦化推進の運動であると主張している。^⑫他方、連邦共和党執行部はカントンの独立を「祖国の統一性と自由な未来に対する常軌を逸した脅迫である」と批判し、連邦化推進はあくまで議会を通して「上から」達成されるべきだと主張していた。^⑬つまり両派の対立の焦点は、連邦化の過程が「下から」なのか、あるいは「上から」なのかにあると考えられる。

連邦共和党執行部が「上から」の連邦化を主張するのは特に問題なく理解できるだろう。また、カントナリストが「下から」の連邦化を主張した根拠を、彼らが中央政権から離れた立場にあったからと解釈することも十分可能ではある。しかしすでに述べたように、カントナリストはそもそも連邦共和党内の一派であって、この連邦共和党内の分裂自体は非妥協派を生んだ一八六九年の蜂起の際にはすでに生じていた。したがってカントナリストの主張の根拠を、単に一八七三年の立場の違いだけに求めるのは早計というべきであり、根はもっと深いところにあると考えるべきだろう。

なぜカントナリストは「下から」連邦化を行うことが可能と考えたのか、言い換えればカントンが独立しなくてもなぜスベ

インの破壊にはつながらないと考えたのか。カントナリスモという革命運動を捉える上でようやく明らかとなったこの問いについて、次章ではその革命言説の分析を通じて考察を進めていきたい。

- ① Antonio Pérez Crespo, *El Cantón Murciano*, Murcia, 1990, pág. 115; José Barón Fernández, *El Movimiento Cantonal de 1873*, La Coruña, 1998, págs. 171-172; etc.
- ② *El Cantón Murciano* (以下 C.M. と略記), 22, Jul., núm. 1.
- ③ C.M., 9, Sep., núm. 37.
- ④ 七月一日には「セビーリヤ、カデイス、トレビエン、アルマンサ」で、七月二〇日にグラナダとカステロン、七月二二日にはマラガでカントンが設立された。そして七月二二日には「サラメンカ、バレンシア、バイレン、タリファ、アムドゥハル、マリカンチ」でカントンの設立が宣言されている。
- ⑤ Antonio Pérez Crespo, *op. cit.*, pág. 164; José Barón Fernández, *op. cit.*, págs. 305-307.
- ⑥ 例えば、七月三日には「カントン軍汽船ビランテがドイツ海軍フリゲート艦によって拿捕される」という事件があった。Antonio Puig Campillo, *El Cantón Murciano*, Murcia, 1986, (1a. ed., Cartagena, 1932), págs. 179-182.
- ⑦ Saturnino Giménez Enrich, *Cartagena: Recuerdos Cantonales*, Cartagena, 2001, págs. 45-46.
- ⑧ カリスト戦争とは「フェルナンド七世の晩年に王位の子相統を禁止するサリカ法を廃棄したことに端を発した王位継承権の争いである。この内戦は一九世紀中に三回起り、それぞれ第三回田（一八七二—一八七六年）にあたる。
- ⑨ Federación de la Región Española とする。第一インターナショナルのスペイン支部であり、当時はバクーニン派として知られていた。
- ⑩ Josep Termes, *Anarquismo y sindicalismo en España (1864-1881)*, Madrid, 2000, (1ª. ed., 1972), págs. 225-231.
- ⑪ C.M., 28, Jul., núm. 7.
- ⑫ カンテン・マルティーンの研究史に関しても、Antonio Pérez Crespo, *op. cit.*, José María Rubio Paredes 以下を参照（págs. 24-42）を参照。
- ⑬ Diego Victoria Moreno, “El Cantón Murciano. Diario de la revolución cantonalista. Análisis de su perfil ideológico”, *Anales de Historia Contemporánea*, vol. 12, 1996, pág. 399.
- ⑭ 同、24 C.M., 22, Ago., núm. 25, *Ibid.*, 12, Nov., núm. 83.
- ⑮ カンテン・マルティーン自身が「マリ・ロマーニ」に参加したホセ・ルシアーノ・ロハス・マティン（José Luciano Combarz）の関与を認めた。C.M., 11, Nov., núm. 82.
- ⑯ アンтониオ・デ・ラ・カリエと国際労働者協会とをさぐる確たる証拠は現在のところ見つかったことはない。ただ「カントン・ムルシア」の崩壊後、彼が国際労働者協会と関わり深いジョセフ・ヘンリヒ・ピラーと「ピラー・ディエ・デ・レベンガ」として知られる。Antonio de la Calle, *un lingüista desconocido en el cantón murciano*, Murcia, 1993, pág. 15.
- ⑰ Juan Bautista Vilar, “Los orígenes del movimiento obrero murciano”, *Anales de Historia Contemporánea*, Murcia, 1982, pág. 119; José Barón Fernández, *op. cit.*, pág. 158.
- ⑱ C.M., 26, Jul., núm. 5.

- (29) Antoni Juglar, *Pi i Margall y el federalismo español*, tomo, 2, Madrid, 1976, pág. 607; José de Jódar Merlós, *Don Quijote cantón de Carlagena : historia y sitio del cantón*, Cartagena, 1988, エル・マニャス・カネテイス「前掲書」。
- (30) José María Rubio Paredes, *op. cit.*, págs. 28-29; F. Pi y Margall, *El retinado Amado de Soboya y la República de 1873* (prólogo y notas de Antoni Juglar), Madrid, 1970, págs. 161-164.
- (31) カステラーはロケ・バルシアの著作に序文を寄稿し、他方でロケ・バルシアはカステラー主催の雑誌『民主制』の編集に携わっている。Roque Bárcia, *Catón político*, (con un prólogo de Emilio Castelar), Madrid, 1856.
- (32) C.M., 13 Oct., núm. 20, 々々' () 中に用字は加筆。以下同様。
- (33) *Diario de Sesiones de las Cortes Constituyentes de la República Española*, (以下 D.S. に省略) apéndice segundo al núm. 42, 17, Jul., 1873.
- (34) C.M., 13, Ago., núm. 20, D.S., 17, Jul., 1873, págs. 7-8. *Ibid.*, 13, Jun., 1873, núm. 13, págs. 137-138.
- (35) C.M., 26, Ago., núm. 27, D.S., 17 Jul., 1873, pág. 3, *Ibid.*, 13, Jun., 1873, núm. 13, pág. 139.
- (36) C.M., 26, Ago., núm. 27, D.S., 17 Jul., 1873, pág. 2, *Ibid.*, 13, Jun., 1873, núm. 13, pág. 139.
- (37) ヨーベルガルの発言の中には見られなかったが、彼が社会改革の必要性を主張していることが、特権廃止の主張と見なされる。C.M., 28, Ago., núm. 28, D.S., 17, Jul., 1873, pág. 4; *Ibid.*, 13, Jun., 1873, núm. 13, págs. 139-140.
- (38) José Batón Fernández, *op. cit.*, pág. 169.
- (39) C.M., 1, Sept., núm. 30.
- (40) José Batón Fernández, *op. cit.*, págs. 171-172; Antonio Pérez Crespo, *op. cit.*, págs. 115-116.
- (41) C.M., 22, Jul., núm. 1, 々々' [...] 文中略の部は加筆。以下同様。
- (42) C.M., 26, Jul., núm. 5.
- (43) A. Puig Campillo, *op. cit.*, pág. 211.

第二章 カントナリスモは何であろうとしたのか

第一節 機関紙『カントン・ムルシアール』の言説分析を通じて

前章で提起した問題を考察するにあたり、先にカントナリスモ研究の中心史料である『カントン・ムルシアーノ』の史料的特徴を見ることから始めたい。『カントン・ムルシアーノ』とは、カントン・ムルシアーノが蜂起の九日後の一八七

三年七月二日に創刊した機関紙である。これは原則日刊として刊行され、同年一月二四日第九二号まで発行され続けた。日によって異なるが、各号は大体二枚から四枚程度、一枚につき四列で構成され、カントン政府による政策公報や革命を鼓舞するような声明文、さらにはカントン内外の時事問題が掲載されていた。

研究者マリア・テレサ・ペーレス・ピカソ (Maria Teresa Perez Picazo) は、この機関紙の特徴を次の三点にまとめている。一つ目は、カントン政府の政策公表の場であったこと。なによりこの特徴から、カントン・ムルシアーノの研究を行なう上で、この機関紙が最も重要な史料として利用されている。二つ目は、記事執筆者がロケ・バルシアやカントン政府議長ベドロ・グティエレス (Pedro Gutierrez) など、主として非妥協派連邦共和黨員であったこと^①。しかし編集者らは低所得の都市労働者であり知識人や政治家ではなかったという。そのため、三つ目の特徴としては、全号を通じて記事の半数以上が「教義的記事」と表記されているものの、思想的深みには乏しくその主張の一貫性がないとされている^②。この指摘は現代の研究者からだけでなく、当時のカルタヘナ住民も日記の中で書き残している^③。

このような特徴のため、カントン・ムルシアーノに関する重要な史料でありながら、『カントン・ムルシアーノ』の言説分析をメインにした先行研究は驚くほど少ない。あまりに曖昧かつ空虚な主張ゆえに、彼らの革命観や改革案を詳細に分析したところで、「ユートピア的な思想であつた^④」という解釈が到達地点となってしまうからである。

これに対し本章ではこの「結論」から議論を出発させていく。特に本節では前章末で提起した問題を視野に入れつつ機関紙を見ていくことで、彼らの思考様式を析出したい。

まずはカントナリストの言説が「ユートピア的」とされる理由である、彼らの革命観を見ることから始めよう。左の引用は『カントン・ムルシアーノ』八月一六日第二二号である。

「いま進行中の革命は、進歩と社会的な善のためになされるものである。また不正を正し、平和と労働という幸福を獲得するため、暴力によって不幸が撤かれるのを防ぐため、そして人民が自らを統治するためでもある。」^⑤

ここに見られる表現と同様に、カントナリストは多数の記事の中で「文明の進歩に貢献する革命運動」を喧伝し、自分たちの革命運動の正しさを主張している。具体性を欠いたままの革命運動の唱道が彼らの思想に中身がないと評される所以だが、逆にこう問いかけることもできるだろう。なぜ彼らは自身らの革命運動を「進歩」のためと考えたのか。その根拠とは一体何か、と。

その問いを念頭に置きつつこの機関紙を詳細に見ていくと、多くの記事が共通して持つあるひとつの特徴が浮かび上がってくる。その特徴とは、「奴隷」あるいは「虐げられた者」として自身らを位置づける表現が極めて多いということ、^⑥それだけでなくその自己認識を歴史的に説明付け、それをカントン内の住民に共有させようとする表現が多いということである。^⑦その具体的な例には事欠かないが、最も特徴的な史料として九月二一日第四五号の記事を挙げることができる。この日の一面は全号を通じて唯一黒く縁取りされたものであり、視覚的にも際立った印象を読み手に与えるものだからである。第四五号では一八二四年九月二一日に当時の国王フェルナンド七世によって処刑された、ルイス・ブリーリョら八人の鎮魂を目的とした「自由の犠牲者」の記念顕彰式典について書かれている。^⑧式典はブリーリョの息子の申し出にしたが行われたものであり、殺害された八人は一八二二年に制定されたスペイン初の近代憲法であるカデイス憲法の復活を、つまり「自由」を求めて活動をしていたという。そしてこの記事の最後では次のように顕彰されている。

「自由のために散ったあのものを永遠に称えよ……だからこそ今日カルタヘナの人々はあの死刑執行の場へ、彼らの記憶に哀悼の意を捧げに行くのだ。なぜなら先に述べたように、『生きるものの勤めは死者の記憶を称えることにある』からだ。」

そのため最も権威あるカントン最高評議会は、八人の自由の犠牲者の記憶に敬意を示し、オスピタル広場の名を『自由の犠牲者広場』と変えることとした。^⑨

フェルナンド七世によって多くの自由主義者が肅清されたことは歴史的事実である。しかしカントナリストはカデイス憲法の復活を主張しつづけていたわけでもなく、またルイス・ブリーリョの息子がカントン・ムルシアーノの重職に就い

ていたわけでもない。要するにカントン政府がこの式典を大々的に開催する直接的な理由が認められないのである。また右に挙げた記事では式典の様子も顕彰された八人の「活躍」ぶりもほとんど触れられていない。その一方で、式典が催された理由とともに、「英雄」たちがいかに不当な手段で権力者によって虐殺されたかというその描写に多くのページを費やされている。ここからこの記念式典でのカントン政府の意図を読み取ることはたやすいだろう。すなわちその意図とは、「自由の犠牲者」という歴史認識的な意味に利用価値を見出し、ほとんど埋もれていた彼ら八人の記憶をカントン内の歴史として共有させようとするものである。もちろんそれを利用した理由は、彼ら自身が自由を求めて権力者と戦っている最中にあるからに他ならない。「自由の犠牲者」とはカントナリスト自身のことでもあるのだ。

ここまで、カントン・ムルシアーノは自身らを虐げられた者として歴史的に位置づけ、またその歴史認識をカントン内で共有させようとしていたこと、さらに虐げられた者の起こす革命は進歩であるという言説から革命運動の正当化を図っていたことを見てきた。^⑩これらに示されるカントナリストの思考様式は、次節で見る歴史認識を理解するうえで重要な意味をもつことになる。

第二節 カントナリスモの歴史認識の起源

『カントン・ムルシアーノ』には、前節で見たような虐げられた者としての歴史的自己認識と進歩史観に基づく革命の正当化の言説の他に、しばしば特定の史実に言及している記事が認められる。その史実とは一八六九年の共和派蜂起と、「コムネロス」(コムニターデス)そして「ヘルマニアス」である。^⑪

一八六九年の共和派蜂起とは、一八六八年の九月革命後に国王として招かれた、サヴォワ家のアマデオの即位に反対する共和派の地方蜂起のことである。この蜂起が発端となって非妥協派という連邦共和党内の一派が生まれたので、彼らがカントナリスモの中でその完遂を主張しているのは容易に理解できる。だがなぜ「コムネロス」や「ヘルマニアス」とい

う言葉が登場していたのか。

そもそもこの二つの言葉は、一六世紀のカルロス一世（神聖ローマ皇帝カール五世）の治世初期に起こった二つの反乱を意味する。ヘルマニアスの反乱とは、一五一九年から一五二三年までバレンシアとマジョルカで、職人を中心とする都市中産・下層階級が起こした反領主運動であり、他方コムニダーデスの反乱とは、一五二〇年から二二年にかけてカステイーリヤを中心にした帝国諸都市の反乱である。両反乱は、その運動の主体や主張した内容などが異なる別々の反乱であったが、ほぼ同時期に発生したために、異なる反乱と認識されつつも併せて論じられることもあった^②。

『カントン・ムルシアーノ』に「コムネロス」や「ヘルマニアス」という言葉が登場していた理由は、カントナリスモが起きる三年前、一八七〇年に出版された、非妥協派の指導者らによる歴史書に求めることができる。『バレンシアのヘルマニアスの歴史と一八六九年共和派蜂起に関する簡潔な報告』（以下『ヘルマニアスの歴史』と略記）と題されたその歴史書は、非妥協派連邦共和党員マヌエル・フェルナンデス・エレロ（Manuel Fernández Herro）以下フェルナンデス・エレロと略記^③が執筆し、その序文をカントン・ムルシアーノの理論的指導者となったロケ・バルシアが寄せている。この『ヘルマニアスの歴史』には、題名から分かるように、一八六九年の非妥協派の蜂起とともに一六世紀のヘルマニアスの反乱の歴史が記されているが、二つの反乱を列記した題名から窺うことのできるこの書のイデオロギーに満ちた性格のためか、ヘルマニアスの反乱の研究史上ではほとんど取り上げられることはない。またカントナリスモの研究史上でも、歴史書という史料の性格のために分析対象とした研究者は管見の限り認められなかった。しかしイデオロギー的偏向に満ちたものならば、カントナリスモの意図を読み取るには必要な史料となりうるだろう。以下この史料を詳しく見ていきたい。本書はフェルナンデス・エレロの次のような言葉から始まる。

「近年の共和派の運動（一八六九年共和派蜂起）、（そのときの）バレンシアの自己犠牲（の精神）と英雄的な行いは、私の心にそれはまた別の記憶、すなわちトゥーリアの英雄の子孫の記憶を呼び覚ました。己の尊厳が汚され自身の権利が侵されたとき、オース

トリア帝国の一部としてのスペインが誕生したそのときに、彼らが恐るべき力を奮い起こし、不利な戦いの中でその当時誕生した絶対主義という名の怪物に対し、そしてその中の貴族階級という暴君に対し、不名誉よりは死を選び戦いを挑んだ、あのときの記憶を（呼び覚ましたのである）。^⑭

一八六九年に自身らの起こした非妥協派蜂起が一六世紀の反乱を想起させた、というわけである。そしてそれは単なる想起だけに止まらない。読み進めると次のような一文が登場する。

『一六世紀のヘルマニアス（の闘士）は一九世紀の連邦主義者である。』偉大なる（ロケ・）バルシア氏が私の拙いこの本のために寄せていただいた序文にはそう書かれている。確かに、一八六九年連邦派がそのために戦った希望と政治的社会的主張は、一五九九年のヘルマニアス（の闘士）にその超人的な戦いをさせた希望や政治的社会的主張と同じものであった。^⑮

このように二つの革命運動の主張と方向性の一致が指摘されており、その理由を「歴史の偉大なる法則がある」からと述べている。^⑯ また序文でロケ・バルシアも二つの反乱の一致を次のように語っている。

『労働者、殉教者、奴隷、悪党は……勝利のために、古くは偉大なる『ラット・ペナット』の旗、民族の旗を取り出し、声を張り上げた。『貴族に立ち向かえ！』と。また別の声がそれに応えた。『正義を！そしてヘルマニアを！』……もし我々であればこう言っただろう。『正義を！そして共和制を！』と。^⑰

ここではこの二つの反乱が「政治的社会的主張」だけで同じものだと主張されているのではなく、「虐げられた者」という革命主体の一致からもそれが指摘されていることに注意したい。さらにフェルナンデス・エレーロは「輝かしい（一八六八年の）九月革命によってブルボン王家が追放されてもなお、今日までその本質的な解決には至っていない」と革命は未了であるとの認識を示し、最後の一文では未来の革命運動を「予言」したうえで同書は閉じられている。^⑱

ここまで、一六世紀の反乱の想起にはじまり、その反乱と一八六九年の蜂起との一致、さらに一六世紀の反乱の未完了と再来の予言を見てきた。以上から、『カントン・ムルシアーノ』で、カステイリヤに対して「コムネロスの記憶を辱

めるな」と語り、バレンシアの民衆へ「今日のバレンシアの民は一六世紀のヘルマニアスより劣っているわけではない」と再三呼びかけていた理由は明らかである。^{②①}それは、カントナリストが一六世紀の反乱、そしてその系譜上に位置する一八六九年の革命の完遂を求めているからであり、彼らの運動の歴史認識的起源には一六世紀の反乱があったからに他ならない。ロケ・バルシア自身の言葉を使えば、「（来るべき）スペイン連邦はコムニダーデスとヘルマニアスの歴史の後継ではない」のである。^{②②}

それでは、その後継者たる彼らカントナリストは、具体的に何をその反乱に見出したのか。ロケ・バルシアは、「マジヨルカのヘルマニアスは、一六世紀の初め、バレンシアで開かれたあの有名な『三人会議』と民主的に連邦関係を結んだ。民主的に連邦化するという、これと同じことを一九世紀の共和主義者は目指しているのである」と語るように、この反乱に連邦共和制のモデルを見出していた。この「三人会議」とは、全ギルド構成員を対象とした選挙で選出された三人からなる合議体である。ヘルマニアスの反乱中にバレンシアで結成され、反乱の指導者であるファン・ロレンソを中心に意思決定機関としての役割を果たしたことで知られている。^{②③}ロケ・バルシアは選挙によって形成された合議に基づくこの統治体制とともに、この統治体制が別の地域と「連邦」関係を結んでいたからこそ、この反乱を自身らの目指す連邦共和制の祖と表現しているのである。

また、フェルナンデス・エレーロはこの反乱について「我らの自由のための犠牲者の記憶は、そのとき以来専制主義との絶えることのない戦いの中で、スペイン諸民族の愛国主義を燃え上がらせつづけている」と表現し、ヘルマニアスの反乱の歴史が決してバレンシアやマジヨルカといった個々の地方のみの歴史的記憶ではなく、「スペイン諸民族」全体が共有している歴史的記憶であると捉えていた。^{②④}

カントナリストがヘルマニアスの反乱に見出したこれらの意味から、彼らが「下から」連邦化が可能と考え、カントンは独立しつつもスペインを破壊しないと主張した理由は明らかである。すなわち、彼らの活動の系譜として位置づけられ

るヘルマニアスの反乱の歴史が、一三人会議に表わされるように「下から」自然発生的に合議体を結成し、地域間で連合する「連邦共和制」樹立の運動であったと考えたからである。それと同時に、その反乱がスペイン全体に共有された歴史的記憶であるため、その経験から革命運動の進展とともに自然と個々のカントンは結び付いて行くと想定したからであった。民衆による下からの革命運動によってカントンを作り上げそれらが独立していても、必ずや連邦を形成する、なぜならすでにそれはスペイン諸民族全体が経験済みのことであり、歴史の法則でもあるからだ、というわけである。

本章では『カントン・ムルシアーノ』と『ヘルマニアスの歴史』の分析を通じて、次の諸点を明らかにしてきた。カントナリスト自身は自らの運動を虐げられた者による革命と考え、それは進歩に貢献すると認識していたこと。そしてヘルマニアスの反乱を、自然に連邦を形成しようとしたスペイン民族全体の歴史的記憶として捉えていたこと。最後に、虐げられた者による革命運動であるカントナリスモは、歴史の法則と歴史の経験から、ヘルマニアスの反乱と同様にスペインに連邦をもたらすものと考えていたということである。「下から」の連邦化が可能と考えたのは、彼らの系譜上の祖である一六世紀の反乱がまさにそれを行おうとしたからであり、自身らの活動はその完遂に過ぎないと考えたからである。

それではカントナリストに対立した党執行部はなぜ彼らの考えと相容れなかったのか。さらに、なぜカントナリストは他でもないヘルマニアスの反乱に言及していたのか。そして、それがカントナリスモそれ自体、そしてその後のカントナリスモ解釈にいかなる影響を与えたのか。

次章では、これらの問いを念頭に置きつつ党執行部の連邦主義と歴史認識の関係を明らかにすることで、党執行部がカントナリスモの連邦主義を理解できなかった理由を明らかにする。そして、ヘルマニアスの反乱が一九世紀当時にもつていた意味とともに、カントナリストにとって歴史がもつ意味を踏まえ、ヘルマニアスの反乱への言及が革命運動とその解釈に与えた影響について考えていきたい。

- ① 一部カタルヘナ在住の学生や第一インターナショナルの活動家パブロ・メレンデス（Pablo Melendez）ペドロ・ロカ（Pedro Roca）ロイス・ギンネネロ（López Montenegro）などを経営している。
- ② María Teresa Pérez Picazo, "Introducción" *El Cantón Murciano*, Murcia, 1982.
- ③ Saturnino Giménez Enrich, *Cartagena*, págs. 40-41.
- ④ Diego Victoria Moreno, *op. cit.* 53.
- ⑤ C.M., 16, Ago., núm. 22.
- ⑥ 同、15 *Ibid.*, 5, Oct., núm. 53; *Ibid.*, 22, Ago., núm. 25; *Ibid.*, 23, Sep., núm. 46; *Ibid.*, 16, Nov., núm. 86. 53.
- ⑦ *Ibid.*, 24, Nov., núm. 69.
- ⑧ *Ibid.*, 21, Sept., núm. 45.
- ⑨ *Ibid.*, 21, Sept., núm. 45. なお「重カギカッコ内は原文イタリック」。
- ⑩ *Ibid.*, 24, Nov., núm. 69.
- ⑪ ほか「カントン・ムルシアー」に掲載されている「イベントのカンテン設立宣言」もロムネロスに言及している。
- ⑫ 例として Juan Maldonado, (trad. José Quevedo), *El movimiento de España, 6 sea Historia de la Revolución conocida con el nombre de las Comunidades de Castilla*, Madrid, 1840. 53.
- ⑬ 彼の伝記的情報は極めて少ないが、カントン・ムルシアーの政府では要職を歴任していたと云々。A. Puig Campillo, *op. cit.*, pág. 395.
- ⑭ Manuel Fernández Herrerio, *Historia de las Germanías de Valencia y breve reseña del levantamiento republicano de 1869*, Madrid, 1870, s/p. 54 s/p. 54 ベーシム数不明の誤りである。また「」は引用者の註を意味する。以下同様。
- ⑮ *Ibid.*, pág. 258. 54 「重カギカッコは原文引用符である」。
- ⑯ *Ibid.*, pág. XV.
- ⑰ *Ibid.*, pág. XIV. 54 「重カギカッコは原文引用符である」。ちなみに「ムル・ムルシアーの旗」は「13世紀のバレンシア国王ハインメーセの伝説に由来する」ことが記された旗である。第一共和制後の一八七八年には「バレンシアの民族主義の象徴としてこの名を冠したバレンシア地域主義の団体が結成され、現在も存続している」。

<http://www.loratripenat.org/>（最終確認日：2010/05/20）

- ⑱ *Ibid.*, pág. 237.
- ⑲ *Ibid.*, pág. 264. 54 「重カギカッコ内は原文大文字である」。
- ⑲ C.M., 11, Ago., núm. 18.
- ⑲ *Ibid.*, 13, Ago., núm. 20.
- ⑲ *Ibid.*, pág. XII.
- ⑲ M. Fernández Herrerio, *op. cit.*, págs. VIII-IX.
- ⑲ *Ibid.*, págs. 35-36.
- ⑲ *Ibid.*, pág. 238.
- ⑲ *Ibid.*, pág. 257.

第三章 カントナリスモと歴史の利用

第一節 連邦共和党執行部の連邦主義と歴史の利用

前章で見てきたカントナリスモにおける歴史認識と革命の言説の中での歴史への言及を、本稿では以下、歴史の利用と呼ぶこととする。通常歴史の利用という言葉は、何かしら別の考えが前提として存在しそれを補強するために史実を引用するという意味を想起させるが、本稿ではむしろ自身の置かれた現状を歴史的に理解し、歴史に範を求め、それにしたがって行動するという意味で用いる。もちろん歴史の利用が主体にもたらす影響もあるが、それについては本章で論じていく。さて、党執行部の連邦主義における歴史の利用を示すために、まずはこの一八七三年の連邦共和制の思想的支柱であった、ピ・イ・マルガルの考えから見ておくこととする。

カルタヘナでの蜂起直後の一八七三年七月一三日、ピ・イ・マルガルがカントン・ムルシアーノに宛てて電報を送り、説得を試みたことはすでに述べた。そのなかで彼は連邦化の前に連邦構成国家の領土画定を行なうべきだと主張していた。彼は連邦化の手順を、それぞれの地域ごとの歴史的経験を基にした連邦構成国家を作ったうえで連邦契約を結ばせ、連邦を構築すべきと考えていたのである。その考えが窺える例として七月一〇日の憲法制定議会での発言を引用しよう。

「この（スペイン）民族が征服の時代ではなく再征服の時代に入ったそのとき以来、それ以前にスペインの国民を形成した諸民族が、再び歴史上に現れることとなった。バルセロナ伯領、アラゴン、ナバラ、アストゥリアス、レオン、カステイリーヤそしてポルトガルの各王国、そしてコルドバのカリフ朝が分裂した後には、スペイン・アラブそれ自体の内に、現在でもなお完全に独自の特徴を残したままの様々な諸民族が現れたのである。

……当時独立した営みを保っていたすべての民族は、今日もなおその特徴を残している。カタルーニャ、アラゴン、そしてアンダ

ルシア、それぞれがなんと異なることか！……だから我々は時に理性を、時に伝統を考慮に入れながら、連邦という政治体制がスペイン共和国の固有にして特別な政体であるという点で留意すべきなのである。」^①

ここから明らかなように、ピ・イ・マルガルは、中世、それも一二世紀以降の王国領の記憶を、連邦構成国家を分ける根拠に据えている。またそれだけでなく、それが一九世紀でもそれぞれの自律性と特異性を決定付けると論じている。このスペイン国内の多元性を認める歴史認識——「伝統」——と地域間での双務契約——「理性」——を両輪として、彼の連邦主義は構築されていた。

次に、カントナリストが最もその批判の矛先を向けたエミリオ・カステラールを取り上げたい。ピ・イ・マルガルと同じく党幹部の一人として活動していた彼だが、ピ・イ・マルガルとはいささか異なる見解を持っていた。引用はカントナリスモが起きる直前の七月四日の憲法制定議会での演説からである。

「中世の間〔五世紀から一五世紀まで〕、古代のローマ帝国が崩壊したその後は、ただ多様性だけが支配していた。君主制が再興されたあと〔一六世紀から現代まで〕はただ統一性のみが支配していた。現代、この我々の時代は和解と調和が支配している。この和解こそ我々の唯一の信条であり、連邦共和制に見合うものである。」^②

連邦共和制という表現自体はカントナリストやピ・イ・マルガルと同じであるが、彼の考えでは中世の多様性は一六世紀以降の「現代」に入ると、君主制による統一によって破壊されてしまったという。この点がピ・イ・マルガルと異なる点だが、だからこそ彼はその多様性を守るためには「連邦は地方共同体（*municipios*）と国民性の保証」^③となるべきとして、あくまで連邦政府が上位に位置し連邦を「上から」作るべきだと主張しているのである。

ここまで党幹部二人の連邦理論の特徴を見たが、カントナリストと同様に彼らの連邦主義と歴史認識は密接に結びついていてことが分かる。だがカントナリストと異なるのは、彼らの連邦主義における歴史の利用が、特に地方と国家の枠組みを決定付けることを目的としていた点にあるだろう。だとすると、ヘルマニアス／コムニダーデスの反乱がピ・イ・マ

ルガルとカステラールの歴史認識の中でどのような位置を占めていたのかという疑問が生じる。

その結論を先に述べると、一八七三年当時の史料からヘルマニアス／コムニダーデスの反乱に対するピ・イ・マルガルとカステラールの直接の考えを見出すことはできなかった。だが間接的にはあれ、彼らの考えを窺うことのできる史料をそれぞれ二点、ここでは傍証として取り上げたい。

一つは、ピ・イ・マルガルが一八七三年に出版した『中世に関する研究』という歴史書である。彼は同書の冒頭で中世の大きな流れを主要な出来事を追って解説しているが、その中ではヘルマニアス／コムニダーデスの反乱に言及することはない。^⑤ もう一つの史料は、本稿で扱う時期より少しさかのぼるが、一八六〇年二月八日に『アメリカ』(La América)紙に彼が寄せた「芸術展」という記事である。この中でピ・イ・マルガルは、その年のサン・フェルナンド王立芸術アカデミー主催の芸術展で大賞となったアントニオ・ヒスベルト・ペーレス (Antonio Gisbert Pérez) による『カステイリヤのコムネロス』(Los comuneros de Castilla) という作品に言及している。彼はその絵が自由の希求という一九世紀当時の時代精神を表したものであると称える一方で、絵に描かれているテーマそれ自体には全く触れてはいない。^⑥ このようにピ・イ・マルガルがヘルマニアス／コムニダーデスの反乱をどのように捉えていたのかは判然としないのである。

しかし、すでに七月一〇日の憲法制定議会での演説に見たように、連邦主義を主張する際にそれらの反乱に言及していないこと、そして今見たようにそれらの反乱の意義を直接扱う機会があったにもかかわらず、連邦主義に関わるものとして扱うことはなかったことから、少なくとも彼はヘルマニアス／コムニダーデスの反乱に対して自身の連邦理論にとつて積極的な意義を見出していなかったと考えられる。

他方で、ピ・イ・マルガルが主張する「下から上へ」の連邦構築とは、小集団が小集団と契約関係を結ぶことで中規模の集団となり、さらにそれが中規模の集団と契約関係を結ぶことで大集団へと発展する、というものであった。そして、先に見たように彼が歴史を利用したのは、来るべき連邦を構成する個々の連邦構成国家の境界を分けるものとしてであつ

た。それはカントナリストがカントン間の境界について論じることなく、そのために中世の王国領の記憶にほとんど言及することがなかったことは対照的である。したがってピ・イ・マルガルの連邦主義と歴史認識の関係には、カントナリストが主張するようなヘルマニアス／コムニダーデスの反乱の歴史が入る余地がなく、カントナリストにとっては、中世の王国領の記憶は彼らの「下から上へ」向かう革命的連邦化には必要ではなかったのである。以上から、同じ様に「下から上へ」と向かう連邦化を主張した両者であったが、その論の根拠には大きな隔たりがあることが分かる。カントナリスモの思想的淵源をピ・イ・マルガルの連邦主義とする先行研究の解釈はやはり否定されねばならない。

ピ・イ・マルガルとは対照的に、カステラールのヘルマニアス／コムニダーデス観は明確である。一八七三年とほぼ同時期の発言からそれを指摘したい。

彼は共和制崩壊後の一八七五年に、ピ・イ・マルガルの著作とよく似た『中世に関する歴史学的研究』というタイトルの論文集を出版している。その中に収められた「スペインと他のヨーロッパ地域における中世の主たる特徴に関する講演」で、彼はコムニダーデスの反乱が中世の共同体への回帰を目指す「過去のものを守る革命」であるとして批判している^⑧。さらにこの見解そのものは、既に一八六九年五月にカステラールが作成した連邦共和党のマニフェストの中でも認めることができる。

「連邦制とは多様性の中での統一のことである。……中世の間、統一性のない多様性が存在していた。そのため各々の自由な諸制度が敗北した最悪の時代に、諸民族は不幸な孤立（状態にあったのだ）。パディーリヤとコムネロスはまだヴィリヤール、セゴヴィア、メデイナ・デル・カンポ、バリャドリー、サモラー、トレド、そしてサラマンカにだけいたのであり、そのあまりにも不運な時代にバレンシアやバルセロナ、サラゴサにいることはなかったのである。……（ヘルマニアスの反乱を指導した）ファン・ロレンソはただバレンシアでのみ活動していた。」^⑨

カントナリストにとっては、諸地域が連合した連邦共和革命の先例として歴史法則の中に位置づけられる一六世紀の反乱

が、カステラールの眼にはスペインを破壊する分裂状態であり、歴史の流れに逆らうものとして映っている。カステラールにとって、スペインの統一とは強制力がないと担保されないものであった。

そのためカステラールは第一章第二節でとりあげた憲法草案の中でこの考えを具体化し、強制力を持つてスペインの統一を図ろうとしている。すなわち、草案の第三條四三項では、連邦構成国家は連邦構築に際して自身よりも上位の政治体である連邦政府の権限を承認すべしと明記されている。^⑩そして第一三條九九項では、連邦構成国家の権限の一部制限が明記され、特に祖国スペインの統一と連邦憲法に対する離反行為が厳しく禁じられていた。^⑪これらの点から、カステラールが連邦構成国家以下の諸々の行政単位に連邦を脱する権利を認めず、それゆえカントナリスモを上からの指示なく独立を目指した分離主義とみなした理由が分かる。彼にとっては、「下から」の連邦化などスペインの破壊以外の何ものでもなかったのである。第一章で両派の対立の焦点が連邦化の過程それ自体にあったと指摘したが、本節では互いの連邦制の主張を支えるために利用された歴史とその認識に對立があつたことを明らかにしてきた。それもヘルマニアス／コムニダーデスの反乱の解釈を試金石とする歴史認識において、決定的な對立が横たわつていたのである。当人たちは互いの理論で利用されているその「歴史」を議論することはなかったため、彼ら自身はその決定的な對立を認識していなかった。だが、だからこそ連邦共和党執行部とカントナリストは連邦化の方向性で意見の一致を見なかったのである。

次節では、この歴史認識の對立構造をヘルマニアス／コムニダーデスの反乱の研究史に位置付け、カントナリストにとって歴史が持つ意味を踏まえることで、歴史の利用がカントナリスモへ与えた影響と、この革命運動がなぜ様々な解釈を与えられることになったのかを明らかにする。

第二節 歴史の利用がもたらしたもの

ヘルマニアス／コムニダーデスの反乱は、スペイン史学史上大きな意義を持つ史実の一つであり、そのために時勢の影

響を受けてその歴史的意義を大きく変化させてきた経緯がある。

この反乱に関する研究史は一八世紀末にまで遡る。^⑫その最初期にあたる啓蒙主義の影響下に始まった歴史研究では、その二つの反乱は自由主義者にとって参照すべき模範であった。立石博高は一九世紀前半の「自由主義的解釈」による研究状況を「中世の『自由』があがめられ、中世の都市自治体やコルテスが賞賛され、反乱指導者達は、『自由の先駆者』『抑圧と戦う美德の範』であったと謳われた」とまとめている。^⑬しかしその後、一八七四年以後の王政復古期には、この「自由主義的解釈」とは全く逆の解釈が主流となったという。すなわちその反乱は、「中央統合の原理に反対する中世的精神の最後の抗議」あるいは「反フランドル・反王制の民衆的不満を下地として、私欲に基づく貴族によって煽動された諸都市の蜂起」であるとして否定的な評価を下されたのである。^⑭ヘルマニアス／コムニダーデスの反乱の解釈は、一九世紀を通じて歴史学の進展とそれに付随する歴史認識史の中で一八〇度変わっていったが、^⑮特に本稿で扱う一八七三年はその解釈が大きく変化したまさに分岐点に当たっていた。

一見して分かるように、一九世紀におけるヘルマニアス／コムニダーデスの反乱解釈史上では、前者の「自由主義的解釈」に『ヘルマニアスの歴史』が、そして王政復古期における否定的な解釈にカステラルの解釈が連なるものである。カステラルは、一八七三年当時、マドリードの中央大学歴史学講座正教授でもあったから、彼の歴史認識が当時の歴史研究史の流れに裨差しているのは当然だろう。だがカントナリスモも当時の反乱研究を参照し刊行史料に依拠して『ヘルマニアスの歴史』を書いていたのであって、^⑯それゆえ『ヘルマニアスの歴史』は当時の歴史研究の影響から自由な著作ではなかった。そして一九世紀史学史においてヘルマニアス／コムニダーデスの反乱が他の反乱に比して極めて重要な意味をもつものであったために、^⑰カントナリストは一九世紀当時の歴史研究とそれに基づく歴史認識の枠組みの中で、一六世紀のそれらの反乱を選んだに過ぎなかった。カントナリストがヘルマニアスの反乱を利用したのは、同時代の歴史研究とともにこれら一六世紀の反乱に自由を見出す歴史認識の流れがあったからこそなのである。

もちろん彼らがこの歴史を利用したのは、歴史を都合よく引用することで自身らの活動を正当化するためだといえる。しかしただそれだけを目的とするには、『ヘルマニアスの歴史』での一六世紀の反乱の記述はあまりに詳しすぎる。フェルナンデス・エレーロは、ヘルマニアスの反乱に対して全二六七ページのうちの約八五%（約三〇〇ページ）の紙幅を割いているが、これとは対照的に一八六九年の自身らの活動については残りの三〇ページほどと、明らかに前者に比重を置いて書いている。『ヘルマニアスの歴史』全体の構成がアンバランスなものであることを考えると、歴史を利用して自己正当化を図るという目的のほかに、著者自身が語る次の理由にも等しく耳を傾ける必要があるだろう。

「敗者に歴史はない。ヘルマニアスの闘士ら（の側）には年代記者ではなく、ただその後数百年にわたって、強暴で、非文明的で、放火魔で殺人狂というイメージを（彼らに）植えつけ、中傷する者たちがいただけなのである。……

しかし、（それらの悪いイメージから）解き放たれた史実を読者に示すには、ただ事実を語るだけで十分であろうし、また激情に左右されることなく、一つ一つの出来事に対しそれが当然受けるべき評価を与えるためにも、（ただ事実を語るだけで）十分だろう。」^⑩

彼らはヘルマニアスの反乱直後からその歴史が誤って後世に伝えられてきたことを問題視し、その救済のために著したと主張している。だがそれはヘルマニアスの反乱のためだけではない。「一六世紀のヘルマニアスと同様に、（一八六九年の共和派の蜂起は）民衆が起こした事件であるがゆえに、（この反乱の歴史を書くとする）学者連中はいない。そのために（その出来事が歴史から）忘れ去られることを（我々は）恐れている」と語るように、一八六九年の蜂起も後世に「正しく」伝えるためでもあった。その姿勢は、三年後の『カントン・ムルシアーノ』でも等しく認められ、自身らの革命運動を歴史として遺そうとしている。「重要文書」と題されたその記事では、後世の歴史家によるカントナリスモ研究を意識して、「この記事を史料として役立ててもらうために」と但し書きが付されており、それはカントン・ムルシアーノ政府内務委員会書記、すなわち『ヘルマニアスの歴史』を書いたフェルナンデス・エレーロが執筆したものであった。^⑪以上から「歴

史化」を目指す強い姿勢とともに、その姿勢がカントン・ムルシアーノの中枢で示されたものであったことも確認できる。したがって、カントナリスモの言説において利用される「歴史」は極めて重い意味を担っていたのであり、その言説を分析するにあたってはそこに表われる歴史の利用を見過すべきではないのである。

だが当時の歴史研究と歴史認識の影響を受けていたからといって、カントナリスモは当時の歴史研究の成果をそのまま語っていたわけでもない。彼らなりに「主体的に」歴史を語ったのである。フェルナンデス・エレーロは言う。

「……（一六世紀）当時、武器を手にとったスペイン民族の手によって、それ（ドイツの宗教改革）とは別の改革、社会改革が、バレンシアとマジョルカでは貴族の暴政に対して、カステイリヤでは王の専制主義とその側近らの強欲さに対して繰り広げられた。そして確かにその両方の革命は、その形態においてそれぞれ別々の性格を表わすものであったが、その根本では同じ衝動に従うものであった。その衝動とは英雄的なスペイン民族を常に特徴づけてきた民主主義的で独立（不羈）の精神であった。」

このように、カントナリスモはこの一六世紀の二つの反乱を、虐げられた者による自由を求め連邦を目指した運動という二章で見た解釈のほかに、「社会改革」を伴う「民主主義的」な性格の革命であったとも捉えていた。^② 先に見た一九世紀当時におけるヘルマニアス／コムニダーデスの反乱の解釈とカントナリスモの解釈が異なるのは、まさにこの点である。すなわち、一九世紀前半の解釈が自由を求めた運動という解釈に止まっていたのに対して、カントナリスモは一六世紀の反乱に「連邦主義」だけでなく、「社会革命」そして、「民主主義的な」革命という価値を見出していたのであった。

カントナリスモが一六世紀の反乱の完遂を求めていることはすでに述べた。そのため一六世紀の反乱に見出したそれらの価値を、彼らがカントナリスモの中で現実のものとしたのは想像に難くない。事実、カントン政府による改革案では「民主主義」を求める政治改革とともに「社会改革」も提出されていたのである。ヘルマニアス／コムニダーデスの反乱の利用がカントナリスモにもたらしたものの。それは未完に終わった革命を完遂するために実行が必要と考えられた、それらの改革案である。

最後にカントナリスモの改革案と一六世紀の反乱の関連を指摘して論を閉じることにした。カントン政府によって提出された改革案のうち、政治改革ではカントンの「独立」が宣言されていた。これを踏まえた上で次の引用を考えてみたい。左は先ほど取り上げた『カントン・ムルシアーノ』一〇月一〇日第五三号の「重要文書」という記事である。

「この政府〔マドリッド政府〕とその国会はこのように振舞う〔地方政府への介入を「結果的に」行なってしまう〕とき、彼らは自ら誓いそして公布した法の外に位置することになる。つまり、国民の諸権利に背き……あらゆる成文法に明記された民主主義の原理を裏切ることになるのだ。それこそが中央政府の本質なのであり、我々人類にとっては合わないものである。」

ここでは外部権力であるマドリッド政府の法的介入を「民主主義の原理の裏切り」として拒み、自らの法は自らに由来するという考えを表明している。^{②⑤}これは連邦政府よりも連邦構成国家としてのカントンの権力が上位に立つということであり、そのため「中央政府はカントンの保護下になくはならない」という主張につながるのである。

カントナリストが連邦を構成する地方を主体とする連邦主義を唱えたのは、一六世紀の反乱における自然発生的「連邦」形態、すなわち、ヘルマニアスの反乱における「一三人会議」とそれによる他地域との「連邦」を色濃く反映したか
らと考えることができるだろう。なぜなら、すでに見たとおりフェルナンデス・エレロがその「連邦」と「同じことを
一九世紀の共和主義者は目指している」と述べていたからである。^{②⑥}

次にカントン政府によるもう一つの改革案である社会改革案について考えてみよう。あらゆる社会改革案の初めに提示されているのが、封建主義的特権の廃止（市民改革案第二、五、七、八、九項）であった。^{②⑦}その後、具体的な労働者救済措置として、生産量と消費量を均衡させる協同組合の設立が宣言されたり（社会改革案第二六項）、生産物の直接交換可能な銀行の設立（同案第二七項）などが提示されたりしている。

もちろんこれらの改革案には当時の社会主義思想が反映されている。だがすでに見たように、カントン・ムルシアーノ自身は第一インターナショナルの思想的影響と関与を一貫して否定し続けていたし、反対にスペインの第一インターナシ

ヨナル支部であるスペイン地域連合の側からも、カントン・ムルシアーノの革命観と自身らのそれとの共通性、関連性を否定されていた^①。当時の社会主義思想の影響が明らかに読み取れるにもかかわらずそれを否定しているのは、彼ら自身はむしろその主義の淵源を別のところ、すなわち自身らが根拠とした歴史にあると考えたからだろう。『ヘルマニアスの歴史』では、ヘルマニアスの反乱が特権階級である貴族への戦いであり、反乱に参加した都市中産階級らを「我々の社会的解放を目指した最初の殉教者^②」として、彼らの革命性を繰り返し強調していた。したがって、カントナリスト自身は、革命においては何より特権を廃止する社会改革を行うべしとする発想を一六世紀の反乱から得たと考えていたと言えるのである。

ここまで歴史の利用がカントナリスモにもたらした影響としてその改革案の特徴を見てきたが、同時にここから歴史の利用がカントナリスモの解釈に与えた影響についても容易に看取しうるだろう。すなわちその影響とは、カントナリスモを地方主体の運動として、また同時に社会改革を伴う革命運動として、多様な解釈を許すその「曖昧さ」にほかならない。先行研究が一樣に見てきたのは、カントナリスモという偏光レンズを通してみた一六世紀の革命像であったのである。

本章ではまず連邦共和党執行部の連邦主義における歴史の利用を確認した。次にヘルマニアス／コムニダードスの反乱の研究史上に、カントナリストと連邦共和党執行部の見解を位置づけたことで、両派の対立に両派とも意識していない、しかし同時代の歴史認識における相違が存在することを明らかにした。さらにカントナリスモにおいて歴史が担っていた意義を踏まえることで、政治改革と社会改革の発想の淵源が彼らの利用したヘルマニアスの反乱の解釈にあることを指摘し、彼らがその歴史を利用した結果、この革命運動に多様な解釈を許すことにつながったと結論付けた。

① D.S., 10, Jul., núm. 36, págs. 660-661.

② 彼の歴史認識の形成過程については、拙稿「フランシスコ・ピ・

イ・マルガルの歴史認識——一九世紀スペインにおける「他者の歴史」に関する一考察——」『史林』八九巻四号、二〇〇六年、六五—

九六頁を参照。

③ A. Puig Campillo, *op. cit.*, pág. 50.

④ Emilio Castelar, *Discursos parlamentarios de Emilio Castelar en la Asamblea Constituyente*, tomo III, Madrid, 1871?, pág. 239.

- ⑤ F. Pi y Margall, *Estudios sobre la Edad Media*, Madrid, 1873, págs. 5-6. 「中世に関する研究」は一八五一年に書かれた「スベインの歴史」から同タイトルの一章を抜き出し、さらに一八五四年に出版された『反動と革命』から一章を補論として付したものである。この一八七三年の「中世に関する研究」の記述は一八五一年の「スベインの歴史」の記述とを比較する上で、表現レベルで若干修正された跡が確認できる。そのため、同書を一八七三年段階での彼の考えを表明しているものと見てよいだろう。
- ⑥ F. Pi y Margall, "Exposición de Bellas Artes", *La América*, 8, Dic., 1860, pág. 4.
- ⑦ カンテン・ムルシアーンの領域を中世の王国に求める主張をした記事は「カンテン・ムルシアーン」ではただ一件のみである。C.M., 24, Ago., núm. 26.
- ⑧ Emilio Castelar, *Estudios Históricos sobre la Edad Media, y Otros Fragmentos*, Madrid, 1875, págs. 188-189.
- ⑨ A. Puig Campillo, *op. cit.*, págs. 155-156.
- ⑩ D.S., 17, Jul., 1873, pág. 4.
- ⑪ *Ibid.*, pág. 8.
- ⑫ 17世紀の反乱はほぼ同時期に起こったものであったため、しばしばあわせて論じられてきた経緯がある。参照する研究史はコミュニケーション反乱に関するものだが、ヘルニアースもその研究史の枠内に入れよう。
- ⑬ 立石博高「カステイリヤの「コミュニケーション」反乱に関する諸研究」『国学雑誌』八八編第七号、一九七九年、六二頁。
- ⑭ 前掲書、六三頁。
- ⑮ Ricardo García Cárcel, "Comunidades y Germanías. Algunas Reflexiones", *En torno a las Comunidades de Castilla. Actas del Congreso*

Internacional, poder, conflicto y revuelta en la España de Carlos I, 2002, págs. 209-229; Roberto López Vela, "Las Comunidades: el ucha por la libertad o "Feudalismo concejil"? el debate sobre la "Revolucion" en la historiografía de la Restauración.", *Investigaciones históricas: Época moderna y contemporánea*, núm. 24, 2004, págs. 105-138.

- ⑯ Enrique Berzal de la Rosa, *Los comuneros de la realidad al mito*, Madrid, 2008, págs. 251-260.
- ⑰ M. Fernández Herreró, *op. cit.*, pág. 23.
- ⑱ Roberto López Vela, *op. cit.*, pág. 106.
- ⑲ M. Fernández Herreró, *op. cit.*, pág. 81.
- ⑳ 「ヘルニアースの歴史」が出版された一八七〇年に、ホセ・ゴディ・アルカンタラ (José Godoy Alcantara) という歴史家が王立歴史アカデミー正会員に選出され、その歴史叙述論をテーマにした記念講演を行なっている。彼は過去の歴史叙述の歴史を振り返った上で、「権力者に与つてゆがめられた歴史を、公平な立場から実証的に書かねばならぬ」と提唱している。ゴディ・アルカンタラは近代スペインにおいて歴史叙述の規範に着目した最初期の人物として知られているが、フェルナンデス・エレーロも同時期に同内容を主張していたことが指摘されている。José Godoy Alcantara, *Discursos leídos en la Academia de la Historia*, Madrid, 1870, pág. 8; Ignacio Peiró Martín y Gonzalo Pasamar Alzuña, *Diccionario Akal de Historiadores Españoles Contemporáneos*, Madrid, 2002, págs. 303-304.
- ㉑ M. Fernández Herreró, *op. cit.*, págs. 258-259.
- ㉒ C.M., 10, Oct., núm. 53.
- ㉓ M. Fernández Herreró, *op. cit.*, pág. 21.
- ㉔ *Ibid.* págs. XII-XIII; *Ibid.*, pág. 21.

- ②⑤ 掲載日は本文で記したとおり一〇月一〇日であるが、執筆は七月二
 四日（明記あり）^{②④} C.M., 10, Oct., núm. 53.
 ②⑥ *Ibid.*, 12, Oct., núm. 59; *Ibid.*, 16, Nov., núm. 86. ^{②⑤}
 ②⑦ *Ibid.*, 15, Oct., núm. 62.
 ②⑧ M. Fernández Herrero, *op. cit.*, págs. VIII-IX.
 ②⑨ C.M., 14, Ago., núm. 21.
 ③⑩ Josep Termes, *op. cit.*, págs. 227-228.
 ③⑪ M. Fernández Herrero, *op. cit.*, pág. 238.
 ③⑫ *Ibid.*, págs. 231-233.

おわりに

本稿では一八七三年スペイン第一共和制期におけるカントナリスモを、歴史の利用という観点から考察してきた。ここで各章の内容を簡単に振り返っておきたい。

まず第一章では、カントナリスモを概観した上で、その革命運動が先行研究では初期社会主義革命か否か、また連邦主義か地域主義かという解釈で揺れ続けてきたこと、そしてそのどれもが決定的なものではないことを確認した。またカントナリスモの思想的淵源をフランシスコ・ピ・イ・マルガルにあるとする先行研究の解釈には矛盾があることを示した。そして、カントナリストと連邦共和党執行部の対立の焦点が連邦構築の過程にあることを踏まえ、カントナリストが唱えたこの「下からの」連邦運動の根拠を探索の必要性を指摘した。

続く第二章では、その根拠を探索べく『カントン・ムルシアーノ』と『ヘルマニアスの歴史』の分析を行った。その結果、カントナリストは連邦主義者の祖としてヘルマニアスの反乱を捉え、その反乱が連邦を形成しようとしたスペイン民族全体の歴史的記憶であると捉えていたこと。そして、カントナリスモでそのヘルマニアスの反乱の完遂を目指していたことを明らかにした。

最後に第三章では、連邦共和党執行部二人の連邦主義を取り上げ、彼らの考えもカントナリスト同様に歴史認識に裏打ちされたものであったことを見た。しかし彼らの歴史認識はカントナリストと大きく異なるものであり、その点からカン

トナリスモがピ・イ・マルガルの思想に由来するという説を退けた。両者の考え方の違いは一九世紀当時の史学史上の流れに位置づけられるものであり、党執行部とカントナリスモ双方の考えが当時の歴史研究の成果と不即不離の関係にあることを指摘した。そして一六世紀の反乱の歴史の利用が、カントナリスモに彼らが一六世紀の反乱に見出した特徴をもたらし、さらにその結果、カントナリスモに多様な解釈を与えることにつながったことを示した。

本稿はカントナリスモを分析するにあたり、「歴史の利用」という方法・観点を採用した。もちろんすでに他の革命研究の成果で指摘されているように、革命運動が自らを「進歩を担う虐げられた者」として位置づけ、歴史的前例との継承性を謳って正当性を主張すること自体は珍しい現象とはいえない。しかしカントナリスモの研究史では、当時の社会的政治的状况の中だけでカントナリスモの言説を解釈してきただけで、先行研究者はカントナリスモが発する歴史的言説を考察の対象として取り上げることはなかった。そしてそのためにカントナリスモを「ユートピア的」とする結論に止まってしまう、この革命運動に様々な解釈を与え続けてきたのである。カントナリスモが何を根拠に何を目指した運動であったのかは、彼らの言説をその歴史認識の中に位置づけて初めて理解可能なのであり、この観点なくしてはカントナリスモが一六世紀の革命の再現であるとする新たな革命像は見出せなかった。その意味でこの方法の有効性を主張できよう。

だがそのような消極的なものだけではない。本稿で示した歴史の利用とは、一般的な理解とは異なり、歴史に範を求め、それに従って行動するものであった。そしてその結果、利用し解釈した「歴史」に思考が囚われてしまい、運動が左右されてしまったのである。ここに示される歴史の利用という方法は、少なくとも一九世紀スペイン史の他の研究テーマでも新たな解釈を提供しようと考えている。なぜならカントナリスモや連邦共和党執行部による歴史の利用は、一九世紀の歴史主義的な潮流の中でも群を抜いて強いものであったわけがなく、逆に自説展開の際に歴史に言及したりまた歴史家でなくとも歴史書を著したりするケースが彼らに限らず広く認められるからである。したがって、歴史の利用という方法は革命のような特殊なテーマでのみ有効性を持つのではなく、より広く適用可能と考えられる。

最後に展望として、この方法から明らかとなったスペイン近代史上でのカントナリスモの新たな位置づけを示したい。第三章第二節冒頭で、一九世紀当時におけるヘルマニアス／コムニダーデスの反乱の研究史に、カントナリストと連邦共和党執行部のそれぞれの歴史認識を位置づけた。ここではカントナリストが一八七三年以前の「自由主義的解釈」に、そして連邦共和党執行部、特にカステラールのそれは「中央統合の原理に反対する……諸都市の蜂起」^①とする解釈に与するものであったと述べた。後者の解釈へ移ったのは王政復古期とされているが、言い換えるとそれは、第一共和制をきつかにヘルマニアス／コムニダーデスの反乱の解釈が変わったということを意味する。カントナリスモと連邦共和党執行部が相容れなかったのは、一六世紀の反乱の歴史認識に基づく連邦化の考えの相違があつたからであり、思想的にはそれが第一共和制の崩壊につながつたと言える。この見方を変えれば、カントナリストによるヘルマニアスの反乱擁護の歴史認識を批判する連邦共和党執行部が、意識しないまましかし結果的に、それを当時の歴史認識の潮流から物理的に排除したと表現できるだろう。したがって、歴史の利用という方法によって、カントナリスモを一九世紀後半におけるヘルマニアス／コムニダーデスの反乱の解釈を転換させたきっかけの一つとして、新たに位置づけられるかもしれないのである。

もちろん前段を主張するためには、立石の言うように、スペイン帝国礼賛史観の興隆を背景に王政復古期の歴史家の著作を検証することが必須である。先の展望を補強するためにも、今後は王政復古期における連邦主義と帝国史認識との関係を考察する必要があるということを、本稿の最後に課題として述べておきたい。

① 立石、前掲書、六三頁。

② Enrique Beza de la Rosa, *op. cit.*, pág.280.

〔附記〕本稿は二〇〇七年日本西洋史学会第五七回大会での報告に加筆修正を加えたものである。

great importance in concluding the Pereiaslav Treaty, where Orthodox Cossacks chose to become vassals of the Orthodox Tsar, but no concrete settlement about the juridical status of the Ruthenian Orthodox Church is shown therein, in contrast with the specific settlements on that church in the Hadiach Agreement.

Concerning this special importance of confessional issues in the Hadiach Agreement, it also needs to be compared with the Church Union of Brest. The Hadiach Agreement, which officially acknowledged only Orthodoxy and Roman Catholicism and denied further expansion of Uniatism, has tended to be regarded as a denial of the Church Union of Brest. However, this article makes a point of interpreting the Hadiach Agreement as moving in the same direction as the Church Union of Brest, considering the fact that both demanded that the Ruthenian higher clergy of the Eastern rite (either Orthodox or Uniate) be granted equal political rights (i.e. senatorial seats) as the Roman Catholic bishops. In this respect the Hadiach Agreement was a kind of adaptation not only of the Union of Lublin but also of the Church Union of Brest in the federalist context of the Commonwealth.

Cantonalismo and the Uses of History, Focusing on Cantón Murciano

by

KIKUCHI Nobuhiko

This article alters the image of the revolutionary movement known as Cantonalismo of 1873 during the period of the First Spanish Republic by examining it from the viewpoint of the uses of history.

After providing a summary of Cantonalismo, I consider in the first section the interpretations that have shaken previous scholarship — whether the revolutionary movement was an incipient socialist revolution, or whether it was federalist, or separatist, and confirm that none of these interpretations is completely applicable. I then point out that the theory of earlier scholars that Francisco Pi y Margall was the source of Cantonalismo thought involves a contradiction. Establishing that the focus of the dispute between the cantonalists and executive body of the Federal Republican Party was a part of the process of building a federal state, I point out the necessity of exploring the grounds for a federalist movement “from the ground up” as advocated by the cantonalists.

In the second section I analyze articles from the cantonalist house organ, *El*

Cantón Murciano, and the history *Historia de las Germanías de Valencia y breve reseña del levantamiento republicano de 1869* as part of this exploration. As a result, I observe that the cantonalists took the early 16th century revolt of the Germanías as the forebears of the federalists and saw that revolt as an attempt to form a federal state that resided the historical memory of the entire Spanish people. I then made clear that it was the aim of Cantonalismo to complete the revolt of the Germanías.

In the third section I take up the federalist thought of Francisco Pi y Margall and Emilio Castelar of the executive body of the Federal Republican Party and find that their ideas were supported by a historical consciousness just as were the cantonalists. However, their historical consciousness varied greatly from that of the cantonalists. On these grounds I rejected the theory that the roots of Cantonalismo are to be found in the thought of Pi y Margall. The differences in their thinking can be located in the streams of nineteenth-century historiography. I point out that the thinking of both the executive body of the Federal Republican Party and the cantonalists were related in one fashion or another to the results of historical research of the time. I then conclude that the historical use of the 16th century revolt is linked to various interpretations of Cantonalismo as a result of the special characteristics that they found in the 16th century revolt.